

○美幌・津別広域事務組合消防団員服制規則

〔昭和59年7月1日〕
規則第6号

改正 平成 3年 4月 1日規則第14号 平成10年 2月17日規則第 3号
平成13年 5月10日規則第 3号 平成18年12月28日規則第 6号
平成26年10月17日規則第 3号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第23条第2項の規定に基づく美幌・津別広域事務組合消防団員の服制に関しては、この規則の定めるところによる。

(服制)

第2条 消防団員の服制は、消防団員服制基準(平成26年消防庁告示第1号)を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年7月1日から適用する。

附 則(平成3年規則第14号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成10年規則第3号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行に際し、当分の間は改正前の規則を適用することができるものとする。

附 則(平成18年規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、平成18年6月14日から適用する。

附 則(平成26年10月17日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行に際し、当分の間は改正前の規則を適用することができるものとする。